



ちくごファミリー・サポート・センター 相互援助活動の手引き



ちくごファミリー・サポート・センター事業とは、

子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いができる人（提供会員）とが、地域の中で子育ての相互援助活動を行う会員制（登録無料）のしくみです。お互いに相手を尊重しあい、みんなで支えあい助け合って子どもを育てていくことが目的です。提供会員は、有償ボランティアとして、活動できる範囲で援助していただいています。

会員の資格

【依頼会員】子育てのお手伝いをしてほしい人

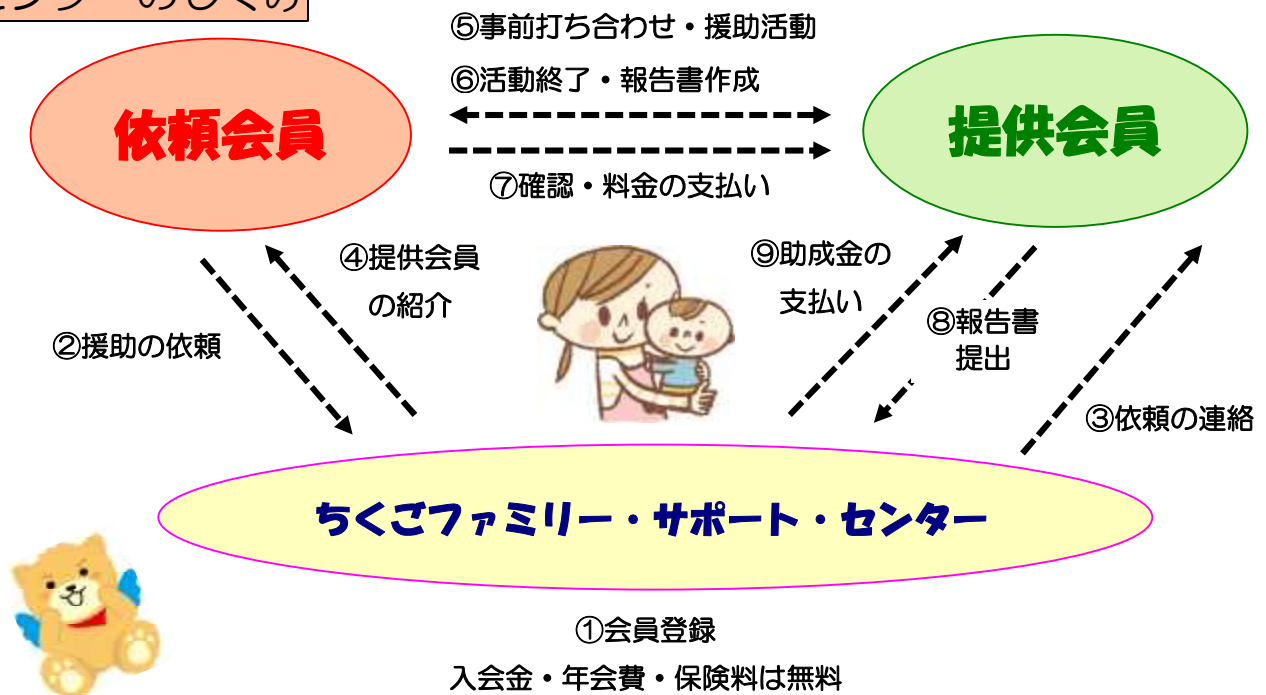
- 筑後市在住または、市内で勤務している人（市外在住の方は、助成金支払いの対象にはなりません）
- 生後3か月から小学校6年生までの子どもがいる人（お預かりは、生後3か月から。沐浴の補助等は、出産後より可）

【提供会員】子育てのお手伝いができる人

- 18歳以上で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある人
- 当センターが実施する講習を修了した人（保育士の資格を持っている人、子育て支援員・子育てマイスターとして認定されている人は、おたずねください）

【両方会員】依頼会員と提供会員のどちらにも登録する人

センターのしくみ



具体的な援助の内容

- 一時的に短時間子どもを預かってほしい時の援助（歯医者、美容室、きょうだい児の行事参観、リフレッシュなど）※預かる場所は、「提供会員」の自宅や、おひさまハウス等の安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定します。おひさまハウスでの預かりは、つどいのひろば利用時間内の短時間に限ります。小学生の預かりは、提供会員の自宅のみになります。
- 一時的な保育施設等への送り迎え（第二子出産後、上の子の幼稚園の送り迎えなど）
- 産後間もない（出産～3か月）時の援助（沐浴の補助・病院や健診の付添など）

※現在、活動できる提供会員が減っています。長時間の預かりや急な依頼、特に送迎は、依頼されても、受けられない場合もあることをご理解いただいたうえで、申込みされてください。

援助できないこと

- × 病児の預かり（保育施設から病児保育施設の送迎や、医療機関へつれていくことも×）
- × 子どもを宿泊させること
- × 医療行為（薬を飲ませる、薬をつける、エピペンの使用も×）
- × 子どもを入浴させること（沐浴も保護者が行い、その補助のみ）
- × 保護者など、責任のある大人への受け渡しができない活動
- × 他市への送迎
- × 送迎時、提供会員の車に依頼会員も同乗すること
- × 会員や子どもに危険が伴うと事務局が判断した時（災害時等）



利用料金の基準

ちくごファミリー・サポート・センターの利用料金の基準は、次の通りです。
提供会員の報酬は、援助に対するお礼の気持ちという性格のものです。

利用日時		基準額 (提供会員 の報酬額)	依頼会員から提供会員 への利用料金	市からの助成金
平日・土曜 (7:00～ 19:00)	1 時 間 当 た り	600円	300円 (ひとり親等200円)	300円 (ひとり親等400円)
平日・土曜の上記外 の時間・日曜・祝日 12/29～1/3		800円	400円 (ひとり親等300円)	400円 (ひとり親等500円)

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を越えた場合、30分までは上記料金の半額とし、30分を越えた場合は1時間とします。
- 原則、提供会員1人につき、子ども1人の援助になります。きょうだい児の援助を希望される場合は、事務局にご相談ください。

- 基本的には、食事（ミルク）・おやつは、食べ慣れたものを依頼会員が用意してください。準備が不可能で、提供会員の承諾を得て、食事（ミルク）・おやつをお願いする場合は、**依頼会員が実費を支払**ってください。また、お子様にアレルギーがある場合など、特定のものを希望する場合は、**必ず依頼会員が用意**してください。
- 車を使った援助活動の場合（送迎・依頼会員宅に向かう場合・病院付添等で現地集合の場合等）は、利用料金に1回100円を加算します。（送迎は筑後市内のみ、子どものみ乗車可）公共交通機関・タクシーを使った場合は依頼会員が実費を支払ってください。
- キャンセルの場合、下記の料金を**依頼会員が支払**ってください。
 - ①前日まで ……………無料
 - ②当日 ……………1時間分の基準額
 - ③連絡なしの場合 ……………全額（予定時間×基準額）
 ※②・③の場合、助成金は支払われません。
- 利用料金は、援助活動終了後、その都度すみやかに提供会員にお支払いください。
- 提供会員への助成金は、活動された翌月に、ひと月分を一括してお支払いします。

補償保険制度について

トラブル防止のため、会員になると自動的に次の三つの保険に加入することになります。保険料は、当センターが負担します。

◆ 提供会員傷害保険

事由	補償額	その他
死亡	450万円	事故日より180日以内で死亡
後遺障害	程度により18万～450万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3000円	事故日より180日以内で180日分を限度
通院（1日）	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

※提供会員が当センターの斡旋による保育サービス提供中や、保育サービスを提供するための自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途上において害を被った時に補償します。

◆ 賠償責任保険

事由		補償額
対人	1事故につき	2億円
対物		

※会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体又は、財物に損害を与えたことにより、法律上の損害責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

◆ 依頼子供傷害保険

事由	補償額	その他
死亡	300万円	事故日より180日以内で死亡
後遺障害	程度により12万～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3000円	事故日より180日以内で30日分を限度
通院（1日）	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

※依頼会員の子どもが、保育サービスを受けているときに事故を被った時に補償します。

援助活動依頼について

- 事前に会員登録が必要です。登録・依頼申込みは、センター開設時間内（※土・日・祝・12/29～1/3は休み）に、センター（おひさまハウス内）で受け付けています。
- 依頼は、援助を希望する日の**1週間前まで**に、必ずセンターを通して行ってください。アドバイザーが対応します。援助の前には、事前打ち合わせが必要です。
- ファミリーサポートの活動は、地域における**有償ボランティア活動**であり、一時的、短時間のサポートになります。事業内容を理解したうえで、依頼してください。
- センター閉設時、やむを得ず直接提供会員に依頼し活動が成立した場合や、会員同士でキャンセルが成立した場合は、**必ず依頼会員からセンターへ**連絡してください。センターへの連絡は24時間、留守番電話とFAXで受け付けています。

センターが受付した援助活動内容が補償保険対象となります

緊急（事故等）の連絡先について

援助活動の際、事故・けが・トラブルなどで緊急に連絡が必要な場合

- | | |
|-------------------|------------------|
| ● 月～金曜（祝日除く） | ファミリー・サポート・センター |
| 8：30～17：15 | TEL 0942-53-3123 |
| ● 毎週土曜・第4日曜（祝日除く） | おひさまハウス |
| 8：30～17：15 | TEL 0942-53-3123 |
| ● 上記以外・祝日 | 筑後市役所（管理人室） |
| | TEL 0942-53-4111 |

※市役所に連絡する際は、「市民生活部・こども家庭サポートセンター・ちくごファミリー・サポート・センター（ファミサポ）に関する事」とお伝えください。アドバイザーに連絡が行きます。

※援助依頼はお受けしておりません。

お問い合わせ・お申込み先

〒833-0047

筑後市大字若菜1144番地3

筑後市子育て支援拠点施設内

（おひさまハウス）



ちくごファミリー・サポート・センター

TEL 0942-53-3123

FAX 0942-53-8574

センター開設時間

月～金曜/8：30～17：15（土・日・祝・12/29～1/3 休み）

